

申告受付期間 2月18日(月)～3月17日(月)
申告受付時間 午前9時～午後4時まで

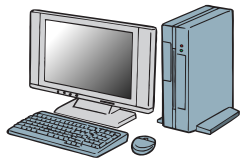
地区名	受付会場
深江町	深江庁舎2階大会議室
布津町	布津庁舎別館1階
有家町	有家庁舎2階会議室 堂崎出張所
西有家町	西有家庁舎3階会議室
北有馬町	北有馬庁舎2階
南有馬町	南有馬庁舎3階会議室
口之津町	口之津庁舎別館1階会議室
加津佐町	総合福祉センター「希望の里」2階大会議室

※詳細は次頁以降を参照

インターネットでの 確定申告書などの作成について

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で確定申告書などが作成できます。

所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書も作成できます。



国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

確定申告で分からないことがありましたら、税務署または市民生活部税務課または各総合支所を会場に、記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備して、お越しください。

・毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。
早めに申告書の提出をお願いします。



■お問い合わせ
島原税務署 ☎0957-62-3281
税務課 ☎050-3381-5023

所得税・市県民税の主な変更点

今回の申告において、税源移譲などによる税制改正により、以下の点について変更になります。
申告書を作成される際、参考にしてください。

定率減税の廃止

対象となる税金：所得税

改正前 所得税の10%（最高12万5千円）が減税できました。

改正後 廃止

所得税率の改正

対象となる税金：所得税

税源移譲に伴い、今回（平成19年分）の申告から変更になります。

変更前は、10%～37%の4段階でしたが、変更後は5%～40%の6段階に変わります。

地震保険料控除の新設

対象となる税金：所得税・市県民税

損害保険料控除が廃止になり、地震保険料を所得税・市県民税から控除できるようになります。

経過措置として、平成18年末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）については、従前の損害保険料控除を適用します。なお、短期損害保険料控除は廃止されます。

65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置について

対象となる税金：市県民税

改正前 非課税措置廃止に伴う経過措置により、前年の所得が125万円以下であり、平成17年1月1日現在65歳以上の方は、平成19年度住民税の均等割・所得割の3分の1相当額が減税されていました。

改正後 平成20年度以降、全額課税になります。

税源移譲に伴う、住宅ローン控除の改正

対象となる税金：市県民税

税源移譲により所得税が減額したために、所得税から控除しきれなくなった住宅ローン控除分を、住民税から控除できるようになりました。

税源移譲に伴う所得変動にかかる 住民税還付について

対象となる税金：市県民税

平成19年中の所得の減少で所得税が課税されず、住民税の税負担のみ増加する方は、税源移譲で増加した住民税相当額を還付します。

所得税・市県民税の申告

2月18日(月)から
3月17日(月)まで

確定申告

所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告をお忘れなく！

早めの準備で正しい申告

今年も所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告時期が近づいてきました。

次頁日程で申告を受け付けますので早めに準備して、指定日に申告を済ませましょう。（やむを得ない場合を除いて、指定された日時にお越しください。なお、土日は休みとなります。）

市県民税の申告

◎申告が必要な人

平成20年1月1日現在で南島原市に住所があり、平成19年中に収入があった人。また、平成19年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険加入世帯は保険税減額判定のため、または所得証明書などの公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がなくても必ず申告を行ってください。

◎申告の必要がない人

①税務署へ確定申告をした人
②給与所得のみで、年末調整が済んでいる人
③前年中の所得が公的年金だけで、ほかに控除の必要がない人
④生活保護法の適用を受けている人
※ただし、右記該当者でも申告する必要がある場合もあります。

所得税の確定申告

◎申告が必要な人

①平成19年中の合計所得が、各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計を超える人
②給与の年収が2000万円を超える人
③土地や建物などを売った人
④給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
⑤2力所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人



申告に必要なもの



■金融機関預金通帳
（還付時の口座確認のため）



■国民年金保険料
控除証明書



■帳簿



■印鑑



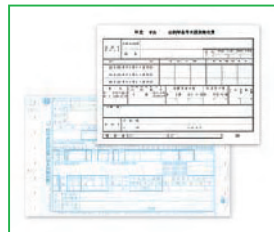
■医療費領収書
（病院と薬局などの仕分け
をしておいてください）



■地震保険料支払証明書
■生命保険料支払証明書



■領収書など



給与や年金収入のある人
■源泉徴収票
■公的年金等の源泉徴収票